

第三次西脇市地域福祉推進計画（案）に関する パブリック・コメントについて

＜パブリック・コメントとは＞

第三次西脇市地域福祉推進計画（令和2年度～令和7年度）」を策定する際に、その案を広く市民の皆さんに公表し、皆さんからの寄せられたご意見を参考にして最終的な意思決定を行うのです。

1 第三次西脇市地域福祉推進計画とは…

西脇市社会福祉協議会では、社会福祉法第109条第1項第1号の規定に基づき、地域住民をはじめ西脇市で活動するそれぞれの主体が協働して地域福祉に取り組むための指針書として、第一次及び第二次西脇市地域福祉推進計画を定めています。

この度、現計画の期間が満了することから、これまでの取組の評価を行うとともに、国・県・県社協の動向を踏まえ、今後ますます複雑化・多様化していく課題に対し適切に対応するため、第三次西脇市地域福祉推進計画を策定しました。

2 意見募集期間

令和元年12月1日（日）～令和2年1月6日（月） 37日間

3 閲覧場所

西脇市社会福祉協議会（兵庫県西脇市和布町277-1）又は、西脇市社会福祉協議会のホームページでも閲覧できます。

4 閲覧資料

第三次西脇市地域福祉推進計画（案）

第三次西脇市地域福祉推進計画（案）概要

5 提供資料

第三次西脇市地域福祉推進計画（案）概要

6 意見の提出先、提出方法など

(1) 提出先

〒677-0053 兵庫県西脇市和布町277-1

西脇市社会福祉協議会

Tel : 0795-22-5400

Fax : 0795-23-1891

E-mail : info@nishiwaki-wel.or.jp

(2) 提出方法

ご意見は、住所、氏名（又は団体名）、電話番号を明記の上、郵便、ファクシミリ、電子メール又は持参で西脇市社会福祉協議会へ提出（様式は特に問いません。）。

(3) 提出されたご意見の取扱い

提出されたご意見は、計画案に反映したかどうかにかかわらず、ご意見の内容及びご意見に対する西脇市社会福祉協議会の意見を、募集期間終了後、西脇市社会福祉協議会ホームページで公表します。公表に際しては、類似の意見及びこれに対する西脇市社会福祉協議会の考えを、まとめて公表することがあります。なお、個別の回答は行いませんのでご了承ください。

また、公表に際して、提出された方の住所、氏名などは公表しません。

